

令和5年 第7回浅口市農業委員会議事録

令和5年6月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	欠
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	欠	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第10号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第11号 農地法施行規則該当転用届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和5年7月14日（金））

開会（午後1時29分）

議長 それでは、時間より一、二分早いんですが、会議を開催させていただきます。

本日は、足元の悪い中、またお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

また、今年はニュースではスーパーエルニーニョというふうな話が載ったりまして、十数年前はお米ができなかって外米を輸入するというふうなことがあった年だそうですね。タイ米とかという長い米を輸入して、米がかなり値上がりした年があったそうですね。それから、数年前はスーパーエルニーニョじゃないんですけど、エルニーニョでジャガイモが取れなくなって、ポテトチップが販売中止になったりするというふうなことも影響したようですが。また、今年はそれに近いものになるんじゃないかというふうなことも言われておりますし。ニュースを聞きますと、梨とかブドウに実が変形したブドウ、変形した梨ができているというふうな中、富山県か、山梨県か、何かそういう被害がもう出ているようなので。それから、もう一つ、熱中症というふうなことも言われております。年間7万人が熱中症で、65歳以上がその85%を占めると。完全に僕らは入っとなんですが。農業をする場合、熱中症、水分、塩分を十分取りながら作業をしていただきたいと思います。

それでは、これより令和5年第7回浅口市農業委員会を開会いたします。

ここまでの出席委員は11名で定足数に達しており、また推進委員は12名の参加であります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において、6番佐藤委員、7番柚木委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日の1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第22号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

582番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。

議案書は2ページになりますので、お開きください。

議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年6月15日提出。

番号582、金光町占見新田、畑、36平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。位置図は1ページ、2ページになります。

場所は、農協の金光支店を山陽線沿いに50メートルほど行ったところの道沿いにあります三角の土地なんですが、譲受人は今までずっと畑として野菜を長年作っております。譲渡し人は、高齢で息子さんが〇〇〇〇のほうへ行ってこっちのほうへは全然帰ってきてないと、管理もできないということで、作ってもらった人に譲っていくというふうなことのようです。特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

それでは、582番の件についてご異議はありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、583番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　失礼します。番号583、鴨方町益坂、田、952平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は、贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 　　次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委 員 　　7番柚木です。位置図は、3、4ページになります。場所は、農免道を行って金光のトンネルを越えて西へ100メートルぐらい行って、その北側です。農免道と益坂のちょうどそばという格好になりますけど、全然問題ないと思いますから、審議のほうよろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

それでは、583番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、588番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　失礼します。番号588、鴨方町地頭上、田、1,217平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 　　次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委 員 　　7番柚木です。位置図は5番、6番です。場所は、オペラハウスから遙照へ向かって大体70メートルぐらいのところの田んぼ道を入ったところです。この譲受人は、以前耕作した人がやめたもんで、2年前から借り入れてお米を作ってます。それが今

回、地権者のほうから引き取ってくれと、そういう話でまとまりまして、そういう格好でやっていますから、問題ないと思いますから、審議のほうよろしくお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、588番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、590番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号590、金光町佐方、畑、203平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。

議 長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委 員 3番友田です。こちらの位置図のほうでは7ページ、8ページになります。

場所のほうは、佐方の交差点、信号のところから南に入って、次の点滅信号から東に100メートルぐらいのところになります。こちらのほうは、譲受人のほうが近年管理をしとったということで、この場所には譲渡し人のほこらというのかな、ちょっとした建物、その辺が一部ありまして、その部分を分地して、畑のほうだけ譲り渡すということで話がまとまったようです。ちょうど自宅の東側の土地、譲受人にしたら自宅の東側に隣接しているところなので、特に問題はないと思います。よろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、590番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、592番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号592、鴨方町鴨方、畑、228平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。位置図は、9ページ、10ページになります。

場所は、鴨方に上田記念病院というのがありますが、そのすぐ北側、30メートルぐらいのところになります。譲受人のほうが以前からこの土地を分けてほしいという

ようなことを言われとったみたいですが、ここに来て譲渡し人のほうの管理が難しいなというようなことからの譲渡しになったようです。問題なかろうかと思われま
るので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、592番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、593番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号593、鴨方町六条院中、畑、152平米。譲受人は、〇〇〇〇
譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人
は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたしま
す。

議 長 それでは、この件は私のところになりますので、説明をさせていただきます。
位置図は11、12ページです。
場所は、六愛公会堂という公会堂があるんですが、それを南西に約50メートルの
ところに位置します。譲受人はその畑のすぐ横に住んでおり、畑として農作物を作る
予定であります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

ただいま説明いたしました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、593番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、594番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号594、鴨方町六条院中、畑、74平米。譲受人は、〇〇〇〇。
譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人
は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたしま
す。

議 長 この件についても私の担当地区ですので、私から説明をさせていただきます。
位置図は、先ほどと同じ11、12ページであります。
場所は、六愛公会堂より南西に約40メートルのところに位置します。譲受人は、
この畑の南にある住宅を購入してそこに住む予定で、その畑については家庭菜園をし
ていきたいという希望のようですので、別に問題ないとは思いますが、よろしくご審
議のほどお願ひいたします。

ただいま説明いたしました。
 質疑はありませんか。

委員 なし声
 議長 質疑なしと認めます。
 それでは、594番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声
 議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、595番の件について、事務局の説明を求めます。

議長 失礼します。番号595、金光町占見、田、1,369平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。
 委員 2番渡邊です。位置図は、13、14ページになります。
 柘池の北側に卵を売るところがありますが、そこをずっと北へ入って行って、150メートルぐらい行ったところにあります。長年、耕作放棄地ということになってたんですが、隣地の人をこれを購入して作物を作ろうかというふうなことをおっしゃってございました。特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委員 なし声
 議長 質疑なしと認めます。
 それでは、595番の件について、ご異議ありませんか。

委員 異議なし声
 議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 議案第23号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
 596番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は3ページになりますので、お開きください。
 議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年6月15日提出。
 番号596-1、金光町下竹、田、872平米。同じく2、金光町下竹、田、220平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地となります。よろしく願いいたします。

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。
 委員 1番大橋です。位置図は、15、16ページです。
 下竹の竹小学校から南へ100から150メートルぐらいの県道沿いに駐車場をこ

しらえられると思います。別に問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、596番の件について異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議案第24号農用地利用集積計画についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。
議案書は4ページになります。
議案第24号農用地利用集積計画につきまして。令和5年6月15日提出。
それでは、説明いたします。
番号3番、この1件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。
利用権設定を受ける者は1名、農地は1筆です。新規1筆であり、こちらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、10年の1筆となります。
以上となります。
次に、5ページへ移ります。
1(1)地目別設定面積につきましては、田1,417平方メートル、畑0平方メートル、計1,417平方メートルであります。
以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。
続きまして、日程第4、報告事項に移ります。
報告第10号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は6ページになりますので、お開きください。

報告第10号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和5年6月15日提出。

番号589、金光町佐方、畑、282平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年5月9日です。

番号591、鴨方町地頭上、田、1,217平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇でございます。合意年月日は令和5年5月15日、引渡し年月日は令和5年6月24日です。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
報告第11号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は7ページになりますので、お開きください。
報告第11号農地法施行規則該当転用届について。令和5年6月15日提出。
番号586、鴨方町小坂西、田、965平米のうち、172.53平米。申請人は、〇〇〇〇。施設の概要は、〇〇〇〇、農地区分は農振地となります。
以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
日程第5、その他に移ります。
事務局から報告等がありましたらお願ひします。

事務局 ①新しい農業振興地域整備計画について
②最適化活動について
③貸出し希望農地について
④視察研修について
⑤法律の勉強会について
⑥次回の農業委員会について

議長 それでは、委員のほうで何かご意見がありましたらお願ひいたします。

委員 ①貸出し希望農地の取り扱いについて

議長 それでは、以上で委員会は閉会します。
閉会（午後2時23分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩